

(新)低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

64百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

第2次循環基本計画においては、「地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用して、ブロックレベルにおいて、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定する。」と明記しているところ。

このため、地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO・NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業を纏めた地域計画を策定するための調査、検討を行うとともに、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2. 事業計画

地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成するための調査、検討を行う。

3. 施策の効果

各地域で発生する循環資源及び既存の再資源化・適正処理施設は地域によって様々であるため、循環型社会の形成に当たっては地域の特性を活かした形での循環資源の利用を進め、併せて地域の活性化を図っていくことが重要である。各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな循環型社会を構築することが可能となる。また、循環型社会ビジネスの振興も含めた循環型社会の形成促進につながる。

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次環境基本計画：循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築

地域循環圏関係府省連絡会議

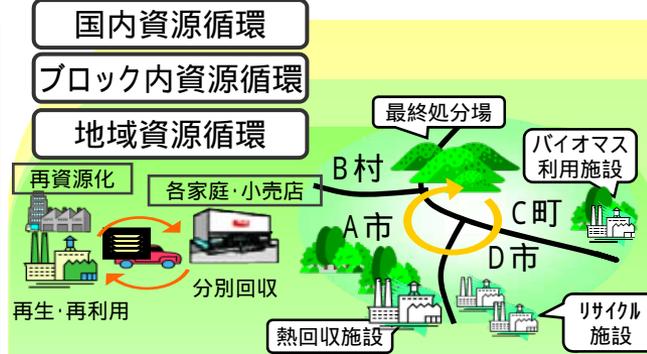
- ・ 情報把握、情報提供
- ・ 複数の都道府県や全国規模の循環の範囲を調査、検討
- ・ 地域循環圏の形成を総合的・計画的に推進

地方環境事務所 協議会

- ・ ブロック圏内の循環の範囲を調査、検討
- ・ 循環型社会ビジネス市場調査

「地域循環圏」の構築

- ・ 循環型推進形成事業実施



コミュニティ資源循環

循環資源:

不要になったものを近所で融通(リユース)、壊れた物を修理(リペア)する、廃食用油のバイオディーゼル燃料としての利用等、生活圏が中心。

循環の範囲:

地理的、社会的、経済的に密接な「コミュニティ」が対象範囲。

循環資源:

店頭回収品等や地域固有のバイオマス資源(間伐材や食品残渣等)など、「地域」内で利用することが経済的に有効で環境負荷も小さいと考えられる循環資源。

循環の範囲:

複数のコミュニティ、主体が連携する「地域」が対象範囲。都市部と農村部が連携して循環資源の活用を推進することなどが期待される。

循環資源:

地域内で処理するには先端技術の不存在や量的問題などがあるため、輸送コストや処理特殊性を勘案しつつ、環境産業の集積した地域において処理することが有効な循環資源(金属や土石、処理困難物など)。

循環の範囲:

複数の都道府県ないし日本全国など、循環資源の特性などによって循環の範囲は異なる。循環の範囲が広域であるため、エコタウンの連携、リサイクルポートの活用など環境産業の集積や静脈物流の整備が重要である。

